

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【会社名】	KHネオケム株式会社
【英訳名】	KH Neochem Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 理夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
【電話番号】	03-3510-3550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 上村 朗
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
【電話番号】	03-3510-3550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 上村 朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

2022年3月24日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金 銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 45円

総 額 1,671,704,820円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度に係る改正規定の施行に備え、当社定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、高橋理夫、松岡俊博、新谷竜郎、瀧本真矢、磯貝幸宏、宮入小夜子、土屋淳及び菊池祐司の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、森正男氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件

取締役の金銭報酬につき、年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）に改定するものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度につき、3事業年度ごとに信託に拠出する金額の上限を200百万円に、1事業年度当たりに付与するポイント数（株式数）の上限を60,000ポイント（60,000株）に、それぞれ改定するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	328,213	1,135	1	(注)1	可決 99.64
第2号議案 定款一部変更の件	329,204	144	1	(注)2	可決 99.94
第3号議案 取締役8名選任の件					
高橋 理夫	323,680	5,615	54	(注)3	可決 98.26
松岡 俊博	324,253	5,095	1		可決 98.43
新谷 竜郎	324,251	5,097	1		可決 98.43
瀧本 真矢	324,243	5,105	1		可決 98.43
磯貝 幸宏	324,253	5,095	1		可決 98.43
宮入 小夜子	328,629	719	1		可決 99.76
土屋 淳	328,629	740	1		可決 99.76
菊池 祐司	328,645	703	1		可決 99.77
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	327,375	1,951	23	(注)3	可決 99.38
第5号議案 取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件	328,848	492	19	(注)1	可決 99.83
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件	326,072	3,286	1	(注)1	可決 98.98

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上